

基幹相談支援センター設置に向けた検討について

検討事項	意見
<p>1 基幹相談支援センター</p> <p>(1) 設置方法について</p> <p>ア 直営（市による設置・運営）</p> <p>イ 委託（市からセンターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた「一般相談支援事業を行う者」又は「特定相談支援事業を行う者」による設置・運営）</p> <p>ア) 単独法人による設置・運営</p> <p>イ) 複数法人による設置・運営</p> <p>ウ) その他（別途、任意団体を設置し職員出向等）による設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターについて ・委託相談支援事業について <p>(2) 業務内容（機能）について</p> <p>ア 国が明記する業務内容（機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化への取り組み ・地域移行・地域定着の促進への取り組み ・権利擁護・虐待の防止 <p>※市町村が設置する協議会の運営の委託等含む。</p> <p>イ その他</p> <p>国において、明記はしていないものの、本市では、同じ役割を担う地区保健福祉センター（7ヶ所）があることから、本市の実情に応じた検討が必要と考えます。</p> <p>(3) 業務内容（機能）の位置づけについて</p> <p>ア 単体機能</p> <p>センターのみ（センターが行う事業</p>	

- 及び業務のほか、委託相談支援事業を切り分けて行うことがよいかどうか。)イ 次の機能を併設とする場合の役割について
- ア) 指定特定相談支援事業 (本市の場合、委託相談支援事業所)
 - イ) 指定一般相談支援事業
 - ウ) 指定特定相談支援事業者
 - 条件なし (相談があればすべて対応可能とするかどうか。)
 - 条件あり (いわゆる処遇困難ケースのみとするかどうか。)
 - エ) 指定障害児相談支援事業者
 - 条件なし (相談があればすべて対応可能とするかどうか。)
 - 条件あり (いわゆる処遇困難ケースのみとするかどうか。)
 - オ) その他 (行政が対応している相談機能との関わり)
 - ・ 障がい者虐待防止センター
 - ・ 権利擁護・成年後見センター
 - ・ 生活・就労支援センター
 - ・ その他

(4) 設置場所について

- ア 公共施設内 (地区保健福祉センター内、本庁舎 (障がい福祉課含む))
- イ 法人施設内 (単独、複数、その他の場合)
- ウ その他 (他法人等施設内)

(5) 職員職種・配置について

- ア 人数
- イ 資格
- ウ 専任・兼任の別 (常勤専従・兼務、非常勤専従・兼務)
- エ その他 (機能強化事業については、専門的職員配置の明記あり。)

<p>(6) 予算（財源）について 財源については、交付税。 なお、センター等機能強化事業については、地域生活支援事業。（国：1/2、県：1/4）。</p> <p>(7) その他 ア 市町村は、センターの設置又は運営の責任主体として、センター運営について適切に関与しなければならない。 イ 市町村は、センターを設置又は委託するにあたっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の検証等を行うこと。 ウ センターは、総合的な相談等の業務を行ううえで支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。</p>	
<p>2 委託相談支援事業者</p> <p>(1) 役割 市町村は、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うこととされています。</p> <p>(2) 設置方法について ア 単独法人 イ 複数法人（従来どおり） ウ その他（任意団体の設置等）</p>	

(3) 業務内容（機能）について

センターの設置に伴い、従来の相談支援体制の再構築にあたり、委託相談支援事業の役割分担、連携内容及び範囲についての整理を行う必要があります。

(4) 設置場所について

現行は、委託団体が運営する施設内にあります。

センター設置に伴い、見直しをすべきか、現行のとおりでよいか、確認する必要があります。

ア 公共施設内（地区保健福祉センター等）

イ 法人施設内（現行のとおり）

ウ その他（他法人等施設内）

(5) 職員役割・配置について

本市において、指定特定相談支援事業者のうち、7団体へ委託しています。

本事業については、指定特定相談支援事業運営団体へ委託することとなっていますが、一方で、中立性・公平性が求められていることから、本事業に係る職員の配置（専任・兼任）の在り方及び数について、検討する必要があります。

(6) その他

ア 障害支援区分認定調査

市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害支援区分に係る認定調査の委託が可能となっていますが、その範囲についても再度、確認する必要があります。

イ 相談支援体制の例

国において、相談体制の想定される例として、次のような記載があります。

<p>ア) 障がい種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。</p> <p>イ) 介護保険に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。</p>	
<p>3 他相談支援（基準に基づく相談支援事業者としての位置づけ）</p> <p>児童福祉法における指定障害児相談支援事業者を除き、いわゆる障害者総合支援法において、指定特定及び指定一般相談支援事業者については、個別給付の対象となるサービス等利用計画の作成等のほか、基本相談支援を行うことが求められています。</p> <p>このことから、次の事業者についても、あらためて、基本相談支援の窓口のひとつとして再構築する必要があります。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者（サービス等利用計画）18 事業所（平成 27 年 9 月 1 日現在 以下同）</p> <p>(2) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援・地域定着支援）各 6 事業所</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者（障害児支援利用計画） 7 事業所</p>	
<p>4 行政機関</p> <p>センター設置に伴い、民間事業者のほか、行政機関においても、相談窓口である地区保健福祉センターをはじめ、保健福祉部又は子どもみらい部が所掌するセンター機能等について、再検討する必要があります。</p> <p>(1) 地区保健福祉センター</p> <p>(2) 障がい福祉課（市地域自立支援協議会の運営、障がい者虐待防止センター）</p> <p>(3) 保健福祉課（権利擁護・成年後見センター、生活・就労支援センター）</p> <p>(4) 長寿介護課（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との関わり）</p>	

<p>(5) 地域保健課（精神保健、難病）</p> <p>(6) 子ども家庭課（子育てサポートセンター）</p> <p>(7) その他</p>	
---	--